

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（○） DB規約（○） DC（○）
厚年基金（○） 会計基準（ ） その他（ ）

【タイトル】 特別法人税の課税停止措置の適用期限の3年延長を含む
税制関連法が成立

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

2026年3月31日、特別法人税の課税停止措置の適用期限の3年延長を含んだ「所得
税法等の一部を改正する法律」が成立しましたので、ご案内いたします。

特別法人税の課税停止措置の適用期限の3年延長は、「令和8年度税制改正の大綱」に盛り
込まれていました。今回、「所得税法等の一部を改正する法律」が成立したことにより、特
別法人税の課税停止措置が2029年3月31日まで延長されることが正式に決定しまし
た。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社 団体年金部

〒100-8288 東京都千代田区丸の内1-6-6 日本生命丸の内ビル

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202604-170-0012-D